

天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業
企画提案募集要項

1 事業名

天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業

2 事業概要

趣旨

平成22年度「沖縄天然ガス資源緊急開発調査事業」による調査結果から、沖縄本島中南部および宮古島地域に相当量の天然ガスが賦存していることが確認された。そこで、本調査の結果を踏まえ、エネルギーセキュリティ確保や産業振興などを目的として、沖縄本島中南部及び宮古島のそれぞれの地域において試掘を実施し天然ガスの活用促進を図る。

委託内容

別添仕様書に基づき「天然ガス試掘場所選定委員会（仮称）」の設置・運営、企画した提案により天然ガスの試掘を行うこと、試掘による地層や天然ガスの分析を行うこと、「天然ガス資源有効利用検討委員会（仮称）」の設置・運営、および天然ガスの有効活用計画の作成を行うこと。

企画提案の内容

別添仕様書の「2 企画提案していただきたい具体的内容」の項目ごとに、その具体的な計画（具体的な数値目標の設定を含む。）、実施方法等を企画提案すること。

事業期間（予定）

契約締結の日から平成25年3月29日まで

試掘実施場所

沖縄本島中南部および宮古島

実施方法

法人その他の団体に委託して実施する。

事業費

996,476,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

当該上限額は、企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。

3 受託候補者

沖縄県商工労働部産業政策課内に設置する実施主体選定委員会（以下「委員会」という。）において提案された内容を審査し、受託候補者を1者選定する。

4 応募資格

本件事業に応募することができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体（共同事業体を含む。）とする。

本件事業の実施に必要な組織、人員等を有すること。

沖縄本島中南部および宮古島において、天然ガスの試掘を行うとともに、今後、沖

縄県が天然ガス活用促進に向けた具体的かつ効果的な方策を企画立案し、体系化する能力を有していること。

本件事業を共同事業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本件事業の企画と遂行に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。

次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過しないもの。

イ ア若しくは地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者が代表者であるもの又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用するもの県内に主たる事業所を持つもの。

応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を代表する事業者は、応募資格 の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格 の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格 、 の要件を満たすものであること

5 応募方法

次に掲げる書類8部を直接持参又は郵送により、平成24年7月24日（火曜日）までに11に掲げる提出先に提出すること。

応募申請書 【様式1】

企画提案書 【様式2】

会社概要表 【様式3】

積算書 【様式4】

実施体制 【様式5】

実績書 【様式6】

提案書受理書【様式7】

6 契約までのスケジュール

平成24年7月9日 募集開始

7月24日 募集締め切り

7月26日（予定） 実施主体選考委員会（応募者によるプレゼンテーション）

7月30日（予定） 受託候補者の決定

7月30日（予定） 契約の締結

7 受託候補者の選定

審査の方法

- ア 委員会において提案内容を審査し、受託候補者となるべき順位を決定する。
- イ 委員会は、非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには、応じないものとする。
- ウ 委員会における審査の結果、受託候補者となるべき順位が第1位のものを受託候補者とする。ただし、第1位のものが辞退した場合又は委託に関する沖縄県との協議が整わない場合は、受託候補者となるべき順位に従い、受託候補者を決定する。
- 審査基準

企画提案した内容が次のいずれにも適合していること。

- ア 本件事業の趣旨、内容に沿ったものであること。
- イ 本件事業を確実に遂行できる能力及び体制を有していること。
- ウ 設置システムの安全性及び信頼性を確認できるものであること。
- エ 妥当な積算となっていること。

結果の通知

審査の結果は、文書で通知する。

8 委託契約の締結

沖縄県は、7 ウにより受託候補者として決定されたものと事業内容及び契約金額に関する協議を経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

契約金額は、予定価格の範囲内において決定する。なお、本件事業終了後の実績報告に基づき、金額を確定することとなる。

受託者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

参照条文

- 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回

以上にわたつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき

。

物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

。

随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 経理及び財産

本件事業の実施に当たっては、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、用途を明らかにしておくこと。

費用の支出内容を証する書類は、閲覧に供することができるよう整備し、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

本件事業により生じた著作権等の知的財産権は、原則として、委託元である沖縄県に帰属する。

10 その他留意事項

書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

応募から契約の締結までにかかる諸費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

提出された企画提案書等、審査内容及び審査経過については公表しない。

今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、受託候補者を決定するものであり、提案内容がすべて実施されること及び契約の締結を保証するものではない。

本件事業の実施に当たっては、沖縄県と協議するものとする。

11 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1 - 2 - 2

沖縄県商工労働部産業政策課（担当：花ヶ崎）

電 話：098 - 866 - 2330

FAX：098 - 866 - 2440

E-mail：hangskit@pref.okinawa.lg.jp

12 添付資料

様式1から様式7まで

仕様書